

障害児入所施設の在り方に関する 検討会について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室

障害児入所施設の在り方に関する検討会について

【趣旨(要旨)】

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正時に「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の障害児支援の在り方に関する検討会において施設の機能等について一定の整理がなされたところ。

こうした状況を踏まえつつ、現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うこととした。

発達支援機能	自立支援機能
<ul style="list-style-type: none">・重度・重複障害、行動障害、発達障害等多様な状態像への対応・幼児期からの子どもの育ち、発達に係る基本的な観点から、より家庭に近い生活環境や個々に配慮した生活環境とすべき。・小規模グループケアを推進するとともに、専門里親等の活用も含めて、より家庭に近い暮らしの場を提供する方向性の検討が必要。	<ul style="list-style-type: none">・退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行就労へ向けた対応・施設退所後のアフターケアを行う相談支援などが考えられる。・重症心身障害児者への入所支援については、その特性から本人をよく知る職員が継続して関わられるように、児者一貫した支援が望ましい。
社会的養護機能	地域支援機能
<ul style="list-style-type: none">・被虐待児童等の対応。・子どもの心の傷を癒やして回復させるための専門的ケアの充実等が考えられる。・乳児院、児童養護施設等で暮らす障害児について、障害児支援の観点から何らかの支援が出来ないかについても検討を進めるべき。	<ul style="list-style-type: none">・在宅障害児及び家族への対応。・家庭復帰を目指した親子関係の再構築支援などが考えられる。・地域で生活する障害児の支援を行う視点から、一定目的をもった短期入所よりも長い期間の入所の制度的な裏付けを検討することも必要。

【これまでの開催状況】

- 現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、有識者、関係者の参集を得て、平成31年2月6日に第1回を開催。
- 本年10月16日までに本会を5回、福祉型ワーキンググループを3回、医療型ワーキンググループ3回を開催。
- 10月16日に開催された第5回検討会では、中間報告案に基づきご議論いただいた。

【今後のスケジュール】

引き続き検討会での議論を行い、12月に最終取りまとめを予定。その際は改めて部会へご報告させていただく予定。

中間報告(案)の概要 ①

1. 障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

(1) 基本的視点

「今後の障害児支援の在り方について」で整理された4つの機能(①発達支援機能、②自立支援機能、③社会的養護機能、④地域支援機能)が、支援の現場で発揮されるよう、取組を強化することが必要である。

(2) 基本的な方向性

① ウェルビーイングの保障: 家庭的養護

できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の中で育つ権利を保障することでウェルビーイングの向上を目指す必要がある。

② 最大限の発達の保障: 育ちの支援と合理的配慮

幼児期からライフステージを通じて子どもの育ちを支援することに加え、発達段階、障害特性に応じて個々に配慮した環境設定、支援を行う必要がある。

③ 専門性の保障: 専門的ケアの強化と専門性の向上

愛着形成の課題や、強度行動障害、医療的ケアなど、複合的な課題を抱えケアニーズの高い障害児への更なる支援を図るため、専門性の向上を図っていく必要がある。

④ 質の保障: 運営指針の策定、自己評価・第三者評価等の整備

外部からの視点を取り入れて質の確保・向上を図るため、自己評価、第三者評価の仕組みを導入することが必要である。

⑤ 包括的支援の保障: 切れ目のない支援体制の整備、家族支援、地域支援の強化、他施策との連携

市町村域を基盤とした制度間の切れ目のない支援を継続するため、多機関・多職種連携による支援の体制を整備することが必要である。

中間報告(案)の概要 ②

2. 施設種別ごとの課題と今後の方向性 (1)福祉型入所施設

1) 発達支援機能

① 家庭的な養育環境の推進

ケア単位の小規模化を推進すべき。

② 専門性の高い支援

職員の専門性を高めるための支援の強化、視覚障害、聴覚障害のある子どもへの環境整備や支援機器の適切な活用、医療機関や医師・看護師等の専門職との連携を強化等により、入所施設の専門性を強化すべき。

2) 自立支援機能

① 自立に向けた支援の強化

本人支援とあわせて家族等との連携強化を担うSWの配置や、関係者・機関の協議体制を整備し、円滑な地域移行を推進することが必要。

② 18歳以上の障害児入所施設入所者への対応(いわゆる「過齢児問題」)

満18歳をもって退所する取扱いを基本としつつ、地域や他施設での生活がどうしても困難である場合には、引き続き、障害児入所施設で支援を受けることができる特例を認めるべき。

既に18歳以上となっている入所者については、当面の間、現在入所している障害児入所施設で支援を受けることができる特例を認めるべき。

中間報告(案)の概要 ③

3) 社会的養護機能

① 被虐待児等の増加を踏まえた支援力の強化

心理的ケアを行う専門職の配置の推進や、職員に対する更なる研修等を行うことが必要。

また、児童相談所との連携を強化することが必要。

② 児童養護施設等との連携強化

保育所等訪問支援事業の活用等により、入所施設の専門性を児童養護施設等にも伝えていくことが期待される。

4) 地域支援機能

家庭支援専門相談員の配置の必要性

入退所や外泊の調整等を担う家庭支援相談員を入所施設に配置することが必要。

また、入所施設が里親フォスターリング機関の委託を受けるなど、里親やファミリーホームに委託されている障害児を支援する必要がある。

5) その他

職員の配置基準

福祉型障害児入所施設の人員配置基準について、児童養護施設と同様の目標水準並みを目指して引き上げを図るとともに、児童の年齢に応じた配置基準とすることを検討すべき。

2. 施設種別ごとの課題と今後の方向性 (2) 医療型入所施設

1) 発達支援機能

① 福祉的支援の強化

状態安定のための医療的な支援とともに、成長・発達のための福祉的支援の強化が必要である。福祉的支援強化のためには、発達支援の担い手である保育士等の配置について促進するとともに職員間における重度の障害児における発達支援の意義や重要性についての共通した認識を持つことが重要である。

② 強度行動障害児等への対応

医療型においても、強度行動障害など常時見守りが必要な児童がいるため更なる支援を図る必要がある。

③ 医療的ケア児への対応

厚生労働科学研究において実施中の医療的ケア児の判定基準の研究成果も踏まえ、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援を図る必要がある。

④ 教育の強化

子どもの一生涯を見据え、教育の強化を図ることが必要。

特に就学前については、入所児童と地域の児童との交流の機会を増やしていくべき。

⑤ 家庭的な養育環境の推進

ユニット化等により小規模化に取り組む施設に対する更なる支援を図り、ケア単位の小規模化を推進すべき。

中間報告(案)の概要 ⑤

2) 自立支援機能

① 児者一貫のもとでの自立支援

入所児童が18歳になり療養介護に移行するケースにおいて、関係者・機関が連携し、移行に当たり改めて必要なアセスメントや支援の在り方の検討が行われるようにすべき。

② 地域生活への移行に向けた支援

週末や長期休暇などに外泊する取組に対する更なる支援を図る必要がある。

③ 有期有目的支援の強化

有期有目的の入所支援の一層の活用を推進すべき。

重症児に対しても、自立に向けた支援として有期有目的支援の活用促進を検討すべき。

3) 社会的養護機能

被虐待児等の増加を踏まえた支援力の強化

心理的ケアを行う専門職の配置の推進や、職員に対する更なる研修等を行うことが必要。
また、児童相談所との連携を強化することが必要である。

4) 地域支援機能

① 短期入所を活用した支援について

障害児の状態像に応じて対応できる福祉型・医療型短期入所が地域の中で計画・運営されるような体制が必要である。

② ソーシャルワーカーの配置について

個々の場面に応じ必要な支援を適切に結びつける役割を担うSWの配置促進を検討すべき。

中間報告(案)の概要 ⑥

2. 施設種別ごとの課題と今後の方向性 (3) 福祉型・医療型共通

① 契約入所と措置入所の整理

契約入所と措置入所の考え方を定めた厚生労働省通知「障害児施設給付費等への支給決定について」及び「障害児施設の入所に係る契約及び措置の適用について」について再周知を行うとともに、全国自治体の状況についてフォローアップを行い、状況について継続的に把握・共有すべき。

② 質の確保・向上

障害児入所施設についても、社会的養護の分野と同様に、運営指針の策定や第三者評価等の質の確保・向上を図る仕組みの導入について検討すべき。

③ 入所施設間の連携強化について

医療の必要がなくなった児童について医療型障害児入所施設を経営する法人が福祉型の地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)を設置できるようにする等、施策間の連携を強化していくことが必要。

障害児入所施設がフォスタリング機関を担って、障害児を受け入れる専門里親やファミリーホームなどを支援できるようにしていくことも必要。

④ 障害児入所施設の名称の変更

平成24年の児童福祉法改正において通所支援が児童発達支援と改称されたのと同様に、障害児入所施設も障害種別の名称ではなく、児童発達支援入所施設(仮)等に変更が求められる。

⑤ 権利擁護について

障害児の意見表明支援については、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や社会的養護分野で導入の検討が進められているアドボケイト制度を参考に具体的検討を進めていく必要がある。

⑥ 他の障害福祉サービスや他分野の施策の柔軟な利用

地域の障害福祉サービスや障害児支援を入所中から柔軟に利用できるようにすることについて検討すべき。

⑦ 都道府県・市町村の連携強化

入所措置権限を担う都道府県等と退所後の地域生活を支える市町村が連携し、切れ目のない支援体制の確保を図る必要がある。

また、中長期的な課題として入所の決定権限を市町村に付与することについても検討すべき。

中間報告(案)の概要 ⑦

2. 施設種別ごとの課題と今後の方向性 (4)機能強化に向けた取り組み

- 国は、児童福祉法改正などの取り組みを強化する必要がある。
- 障害福祉サービス等報酬により対応すべきものについては、令和3年度に予定されている次期報酬改定において、必要な財源を考慮しつつ実現が図られるよう、速やかに検討すべきである。
- 運営指針の策定など、研究が必要なものについては、来年度の研究において着手できるよう検討すべきである。

3. 最終報告に向けて

- 今後は、本報告の記述をワーキンググループにおいて相互に参照しつつ、残された論点やさらに議論を深めるべき論点について検討し、年度内に最終報告をとりまとめられるよう議論を進めていく。
- 家庭環境を奪われた障害児の代替ケアのあり方検討は、これまで十分な検討がなされてこなかった。この検討会を契機に、こうした子どもたちの発達保障、ウェルビーイング保障に光が当てられることを願っている。

障害児入所施設の在り方に関する検討会構成員について

	構成員名	所 属
	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	原口 英之	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部 科研費研究員
	宮野前 健	国立病院機構南京都病院 小児科・名誉院長
	青木 建	国立武蔵野学院 院長
座長	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
	米山 明	心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長
	朝貝 芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会 顧問
	石橋 吉章	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	水津 正紀	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長代行
	小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	濱崎 久美子	全国盲ろう難聴児施設協議会 事務局長
	鈴木 香奈子	東京都立川児童相談所 所長
	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
	市川 宏伸	日本自閉症協会 会長
	児玉 和夫	日本重症心身障害福祉協会 理事長
	北川 聡子	日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会部会長
	森岡 賢治	三重県子ども・福祉部 障がい福祉課 課長
	菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授
副座長	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授

福祉型障害児入所施設WG構成員

	構成員名	所 属
	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	原口 英之	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部 科研費研究員
	青木 建	国立武蔵野学院 院長
主査	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
副主査	米山 明	心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長
	佐々木 桃子	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	濱崎 久美子	全国盲ろう難聴児施設協議会 事務局長
	藤井 隆	全国盲ろう難聴児施設協議会
	市川 宏伸	日本自閉症協会 会長
	今井 忠	日本自閉症協会 副会長
	遠藤 光博	日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会 委員
	北川 聡子	日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会 部長

医療型障害児入所施設WG構成員

	構成員名	所 属
副主査	宮野前 健	国立病院機構南京都病院 小児科・名誉院長
	朝貝 芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会 顧問
	小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	石橋 吉章	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	植松 潤治	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	宇佐美 岩夫	全国重症心身障害児(者)を守る会 常務理事
	水津 正紀	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長代行
	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
	児玉 和夫	日本重症心身障害福祉協会 理事長
	石井 光子	日本重症心身障害福祉協会 理事
	菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授
主査	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授